

第5 司法修習制度の現状と課題

1 司法修習の現状

(1) 新司法修習の実施

2006（平成18）年秋から、法科大学院を修了し、新司法試験に合格した者に対する新司法修習が開始された。この新司法修習及び現行司法修習と呼称された従来型の修習（以下「旧司法修習」という。）が併行して実施されていた期間において、旧司法修習との関連性を明らかにするため、新司法修習の第1期生から第6期生までは、新60期ないし新65期と呼ばれていた。しかし、2012（平成24）年に現行65期をもって旧司法修習が終わり、旧司法修習と新司法修習との併行期が終了したことから、2012（平成24）年11月末に開始された66期以降は、「新」の冠がとれて単なる「司法修習」と呼ばれることになった。

(2) 司法修習の概要

上述したように、旧司法修習は2012（平成24）年に終了し、2013（平成25）年度以降、司法修習とは新司法修習のみを意味することとなったため、「新」という冠がとられることとなった。以下、67期までの司法修習（＝新司法修習）の概要を前提としつつ、68期からの変更点についても言及する。

ア 修習期間の短縮

修習期間は、1年間である（68期からの各実日数は、導入修習15日、分野別実務修習38日×4、選択型実務修習30日、集合修習30日）。

イ 前期修習のない司法修習→68期から修習開始直後に導入修習を実施

新司法修習においては法曹養成に特化した法科大学院において実務導入教育を受けているとの前提から、新61期だけは前期修習を簡略化した導入研修（約1か月間）が実施されたものの、新62期からは司法研修所における前期修習なくして直ちに分野別実務修習から司法修習を開始した。しかしながら、いきなり分野別実務修習から始めると、分野別実務修習の実効性が上がらないとの声が多方面から上がるようになり、68期からは、修習開始直後に司法研修所において全修習生に対し（AB班同時に）3週間（実日数15日）の導入修習が実施されることとなった。

ウ 出張講義→68期から導入修習の実施にともない廃止

新61期のみ実施された導入研修は1年限りで廃止されたため、これに代わるものとして、新62期～67期までは司法研修所教官が実務修習地に出張して講義をするという出張講義が実施されたが、68期からは導入修習の実施にともない、出張講義は廃止された。

エ 選択型実務修習

選択型実務修習とは、分野別実務修習の各分野（弁護・検察・民裁・刑裁）を一通り修習（68期からは実日数38日×4）した後に、修習生各自が、その実情に応じて、主体的にプログラムを選択・設計する実務修習である（68期からは実日数30日）。修習生は、弁護修習で配属された法

律事務所をホームグラウンドとし、弁護士会、裁判所、検察庁において用意された個別修習プログラムや全国型プログラムの中から自ら修習したいプログラムを選択して修習計画を立てるというものである（自ら修習先を開拓することも認められている＝自己開拓プログラム）。分野別実務修習の深化と補完を図るとともに、分野別実務修習では体験できない領域の修習に取り組むことができる。

オ 集合修習

司法研修所における集合修習は、旧司法修習における後期修習に該当するものとして、分野別実務修習が終わった段階で実施される（68期からは実日数30日）。新61期以降は、修習生全員を研修所に集合させることが物理的に不可能であるため、修習生を、8月・9月に集合修習をするA班（東京・大阪等の修習地）と、10月・11月に集合修習をするB班（A班以外の修習組）の2つに分けて実施される。すなわち、8月・9月は、A班が司法研修所で集合修習、B班は実務修習地で選択型実務修習、10月・11月は、A班が選択型実務修習、B班は集合修習と交替することになる。二回試験は、11月下旬に実施される。

カ クラス編成

研修所のクラス（修習生の数が多かったときは80名近いクラスもあったが、69期は1クラス66名程度）は、1～4箇所の実務修習地単位で編成されている。

キ 二回試験（考試）

二回試験は、修習期間の最後の1週間に5科目の筆記試験という形で実施される。

60期以降、追試制度は廃止され、二回試験に合格できなかった修習生は、その後に実施される二回試験を再度受験することになる。なお、2009（平成21）年度以降、二回試験の受験回数は3回までに制限されることとなった。

不合格者の割合は、年によって異なるものの、最近は、やや減少傾向にあり、概ね2%程度である。

2 司法修習の課題

現在の司法修習制度は、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念に基づき、法曹養成に特化した法科大学院による法学教育と司法試験との有機的な連携を前提とする「プロセス」としての法曹養成制度の一環としてスタートした。司法修習は、司法修習生の増加に実効的に対応するために、法科大学院での教育内容を踏まえ、実務修習を中核として位置付け、修習内容を適切に工夫して実施すべきものとされてきた。その結果、司法修習は、法科大学院における法理論教育と実務導入教育を前提として、各2か月の分野別実務修習（導入修習が実施された68期からは実日数38日×4）から開始し、その後に交替制で司法研修所における集合修習（2か月。68期からは実日数30日）と実務修習地における選択型実務修習（2か月。68期からは実日数30日）、最後に二回試験を受けるという1年間の修習として構成されてきた。

このような司法修習については、当初より、分野別実務修習の各期間が2か月程度では教育期間として短すぎるのではないかと、選択型実務修習は二回試験準備期間になってしまうのではない

か（とりわけ二回試験の直前に選択型実務修習が予定されているA班の修習生について。なお、現在では、A班とB班の選択型実務修習への取組方の違いが問題とされている。）等の意見もあった。

昨今では、司法修習の実施に伴う問題として、①司法修習生の質が低下しているのではないか、②修習期間が1年間に短縮され、他方、法科大学院における法律実務基礎教育の内容にばらつきがあるため、司法修習（実務修習）に期待される充実した教育を実施することができていないのではないか、③現在の司法修習が法廷実務を修得することを主たる内容としており、多様な法律家を養成するという理念に沿わないものとなっているのではないか、等が指摘されている。

① 司法修習生の質について

上記①については、主として実体法の基本的理解の曖昧さが挙げられるが、これは、現行法曹養成制度下におけるトレーニング不足という要因が大きいように思われる。すなわち、法科大学院のカリキュラム上の問題（法律基本科目の単位が少ないことなど）や司法試験の内容上の問題（短答式試験の範囲など）から、法律基本科目の習得に充てられる時間が不足しているように思われる。

そこで、実体法の基本が修得できるような仕組みへの改善が検討されるべきであろう。たとえ法廷実務家に限られない多様な法律家の養成という理念の下にあっても、法の支配の実現を担う専門家としての法律家が、実体法の基本を理解すべきは当然だからである。この点、平成27年度の司法試験から短答式科目が憲法・民法・刑法の3科目に削減されたのは、上記①の問題の解決に資するものであるが、法科大学院のカリキュラム編成の再検討なども急ぎ取り組まれるべき課題である。

② 法科大学院における教育の内容について

上記②については、司法修習生の一部に、実務に関する基礎的な知識を欠いた者や、基本的な法律文書（訴状や答弁書など）を起案した経験がない者がいることは事実である。このような事態となった原因としては、法科大学院が負担すべき実務導入教育の内容について、法科大学院関係者と司法修習に関係する法曹関係者の間での認識にギャップがあったこと、また、法科大学院側での共通の理解も不十分であったため、法科大学院によって実務基礎教育の内容に大きなばらつきが生じたことなどが考えられる。これを改善するため、日弁連の法科大学院センターでは、平成27年4月、「法科大学院教育と司法修習との連会に関する検討チーム」を設置して検討を重ねた結果、「法科大学院教育と司法修習との連携に関する意見交換会」（仮称）が定期的で開催されることとなった。なお、修習生の指導にあたる関係者から、法科大学院出身者は、調査能力と発言能力は高いが、論理的文章を書く能力が十分ではないと指摘されて久しいのであるから、この対策も検討される必要がある。

他方、司法修習の中核である実務修習の充実という観点からは、いきなり実務修習から開始するのではなく、その前に導入的研修をすべきであるとの意見が多くなっていたところ、68期以降、司法研修所における実日数15日間の導入修習から司法修習が始まることとなった。この導入修習については、修習生及び教官双方から一定の評価を受けている。また、平成26年春には、最高裁の司法修習委員会において各分野別実務修習の実効性を高めるためのガイドラインがまとめられ、より充実した分野別実務修習の実現が期待されている。ただし、より根本的には、分野別修

習期間が短いことに伴う問題が残されている（例えば、民事裁判事件においては、2か月弱の修習期間中に1期日しか入らないことも多く、生の事件の展開を学ぶことができないことなどが指摘されている。）。

③ 新しい法曹養成の理念との関係

上記③は、新しい法曹養成制度は法廷実務家に限られない幅広い法曹の活動に必要とされる能力の習得を目指すべきであるとの観点から、これまでの法廷実務を中心とした司法修習のあり方に再検討を求めるものである。選択型実務修習において、企業法務等、訴訟実務以外の分野における修習も行われていたのに加え、65期からは集合修習中、民事弁護において契約に関するカリキュラムが導入される等の工夫がされているようである。

しかし、そもそも多様な法律家の養成という理念の下にあっても、法の支配の実現を担う専門家としての法律家が実体法及び法廷実務の基本を理解すべきは当然である。この基本が理解されていないならば、法廷以外の場面においても、法曹有資格者として活動することは困難であろう。また、法曹有資格者は、法廷実務を理解するがゆえに、法廷以外において有用であるともいえるのである。修習期間が1年となり、その中核である分野別実務修習の実効性を高める必要があるとの問題意識が持たれ、上述したような対策が取られている現状に鑑みると、ある程度は法廷実務を中心とする教育とならざるをえないのは、やむをえないことと思われる。限られた修習期間の中で、法廷実務の基本が十分に理解されていないのに、修習対象を拡大し薄められた内容のカリキュラムを増やしても、司法修習の実を上げることはできないと思われるからである。

さらに、上記③に関しては、「各分野の法曹としての専門教育は、法曹資格取得後の継続教育に委ねるべきである」との意見が強調することにより、統一修習制度意義が薄れ、実質的に分離修習を容認するものに変容してしまうのではないかと危惧する声もある。

3 給費制をめぐる動向

2004（平成16）年12月、裁判所法の改正により、司法修習生に対する給費制が廃止され、1年間の実施時期の後ろ倒しを経て、新65期からは貸与制が実施された。司法試験受験資格を経るために法科大学院を卒業しなければならず、その法科大学院での学費の重い負担を考えると、修習生に対する給費制から貸与制への変更は、司法修習生にはきわめてその負担は重く、また、それがゆえに法曹実務家を目指す者の減少原因となっているとも考えられる。

日本弁護士連合会、全国52の弁護士会、ビギナーズネットは2014（平成26）年12月から司法修習生への給費の実現と充実した司法修習に向けて、国会議員に働きかけを行っている。特に日本弁護士連合会では、2015（平成27）2月18日から2016（平成28）年4月26日にかけて4度にわたり衆議院第一議員会館にて「司法修習生への給費の実現と充実した司法修習に向けた院内意見交換会」を開催し、また、2016（平成28）年10月11日は日弁連主催で東京弁護士会他が共催し、「修習手当の創設を求める院内意見交換会」が開催さ、400人を超える国会議員からメッセージを得るまでに至った。また、各弁護士会においては各地において「修習手当の創設を求める全国リレー市民集会」が開催された。なお、東京弁護士会では司法修習費用給費制維持緊急対策本部を設

置して対応に当たっている。そして、これらの活動の結果、法曹養成制度改革推進会議「法曹養成制度改革の更なる推進について」（2015〔平成27〕年6月30日）では、司法修習生の経済的支援に関し、「法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、……司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。」とされた。また、2016（平成28）年6月6日の「経済財政運営と改革の基本方針2016」でも「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化」と記載され、同年8月2日の「未来への投資を実現する経済対策」においても、「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化等の推進（法務省、最高裁判所、文部科学省）」と記載された。現在の日弁連等の活動方針は、給費制の復活ということではなく、修習手当の創設ということであるが、これまでの活動の成果により多くの国会議員にも周知されてきているが、修習手当創設のための裁判所法改正実現に至るまでにはさらなる活動を進めていく必要がある。